

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第202号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表産業技術研究所長の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)